

第7回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後2時00分から午後3時10分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席15番 川村 克己 委員
議席16番 寺田 勝典 委員

8. 総会

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第29号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

5) 報告事項

- 役員会報告事項
- 意見書検討委員会報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
主査	和田 崇裕

10. 会議の概要

- 事務局長 第7回甲賀市農業委員会総会を開会
- 事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長
- ・第4回地域ブロック会議
 - ・「農地利用最適化推進施策に関する意見書」
 - ・改正農業委員会法5年後見直し
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員はございません。また遅参、早退の届出もございません。よって本総会の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言いたします。
- 議 長 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席15番川村克己委員と、議席16番寺田勝典委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。
- 議 長 それでは最初に、**議案第29号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」**を議題といたします。
2条調書、整理番号8番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第29号、整理番号8番について、ご説明申し上げます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。
地目は田ですが、平成初期に隣接地を駐車場として売却したことから耕作を放棄し、以後農地として利用することなく現在に至り、現況は自然林が自生していることから、非農地としての証明を申請されました。
申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上です。
- 議 長 整理番号8番については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。
ただ今、事務局から説明のありましたとおり、平成の初め頃から30年余り荒廃が進んでおります。周囲は山林に囲まれ、日中でも日が当たらない状態で、作物も育たず、また進入路もなく、今後耕作をされることはないという現状から、非農地判断とさせていただきます。現地確認は1月9日に北田農業委員と山本推進委員と3名で行っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて区域番号42番山本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明交付において、何ら問題はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席番号3番田畑です。
本案については、当然、地域の農業委員、推進委員がきちんと確認されているので問題はないと思います。こうした2条申請となりますと、赤色判断にも関連すると思います。もし写真がありましたら提示いただけると、ご理解いただきやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 今後、非農地として判断する参考資料として、写真を提示するというところでよろしいでしょうか。

議 長 田畑委員。

田畑委員 はい。そうしていただければよいと思います。皆さんが納得されると思います。

議 長 事務局。

事務局 それでは、役員会でも参考図としておりますので、協議のうえ、必要と判断すれば、提示させていただきます。

議 長 保井委員。

保井委員 議席番号4番保井です。
 本件の申請につきましては、現況に合わせた形で審議し、証明書交付申請されるのはよいと思います。お聞きしたいのは、放棄してから20から30年以上過ぎてという話ですが、20から30年以上たって、今どうしてこれを非農地として証明願いたいという申請が出ているのか、過去の議案でもありましたが、非農地として何十年経ってどういう動機によってこれを証明願いたいと申請されるのか、申請が出てくるのか、私なりに理解しておきたいので教えていただきたい。

議 長 寺田委員。

寺田委員 議席番号16番寺田です。
 私が聞いているのは、ここは既に仮登記されており、以前に売買の約束はできていたと。当時では農地の売買としてはできなかったが、今、この所有者が存命のうちに適切な処理をして欲しいということで、現状からいくと2条申請でということで申請がなされました。

議 長 保井委員、よろしいか。

保井委員 はい、わかりました。

議 長 他にご質問等、ございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号8番について採決いたします。
 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
 よって、整理番号8番については、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。
 議案第29号については、以上であります。

議 長 続きます。議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、3条調書、整理番号16番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号、整理番号16番について、ご説明申し上げます。議案書は4ページ、参考図は3ページ、4ページとなります。申請地は農業振興地域内の白地農地であります。

譲渡人は、県外在住であり農業の後継者もないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は、申請地で水稻を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号16番については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

農地の売買について申請があり、1月12日に現地を確認しましたところ、遊休地になりかけた感じの田であり、これを購入して、再度水稻栽培をしていただくということで、遊休地解消になりますし、地域の者も喜んでおります。許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて区域番号10番奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 譲渡人は、農業の後継者もないことから、譲受人と相談したところ、農地の所有権移転が合意でき、農地利用最適化の推進にも何ら支障なく、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号16番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号16番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号17番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号17番について、ご説明申しあげます。参考図は5ページ、6ページとなります。申請地は農業振興地域内の白地農地であります。

譲渡人は、農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は、申請地で路地野菜を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号17番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

上程されました3条調書整理番号17番について、説明及び意見を申し述べます。参考図の6ページをご覧ください。申請地の上側が譲渡人宅であり、その左側が譲受人宅で、いわゆる隣同士です。譲渡人は健康上、農作業ができない状況であり、申請の農地は譲受人に草刈り等を依頼されておられます。当該地はこの地域の中心の地でもあり、景観上好ましくないことから譲渡の話がまとまりました。譲受人は、この農地で根菜類を栽培されます。もう既にその作業に入っておられます。綾戸推進委員ともども許可相当と判断させていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号17番綾戸です。

ただ今の田畑農業委員の説明どおりでございます。今回の売買による契約がなされ、家と農地、全て譲受人が所有されることとなります。空き家対策並びに遊休農地解消の両面で効果があり、大変喜ばしいことと思っております。何ら問題なく、許可相当と考えられることを報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号17番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号17番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第30号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号20番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第31号、整理番号20番についてご説明申しあげます。議案書は6ページ、参考図7ページ、8ページ、土地利用計画は9ページとなります。申請地は非線引都市計画区域内の第3種農地であります。

申請者は、農作業の利便向上のため適地と判断し申請されました。計画によりますと、農業用倉庫・物置を建築し、農具や収穫物を保管されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、農業用倉庫・物置は平成6年ごろに申請者の父が農地法施行規則第29条により建築されたものです。以上です。

議 長 整理番号20番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

1月の初めに服部推進委員と現地確認をいたしました。申請者の父は農業をされていましたが、子どもは市外にお住まいです。母が地元にお住まいで、農業を継続されるようです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号21番服部です。
奥村農業委員の説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号20番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第31号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号59番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第32号、整理番号59番について、ご説明申し上げます。議案書は8ページ、参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画は12ページとなります。申請地は非線引都市計画区域内の第3種農地であります。
譲受人は、本社近くに資材置場を設置するため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、整地後、土木建設、建築用の資材置場を整備されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号59番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号9番奥村です。
参考図12ページをご覧くださいまして、先ほど審議のありました4条調書整理番号20番の上側が農業倉庫です。その国道側が今回の申請地となります。譲受人の事業所は東側の通路から入った奥にあります。西側の通路にはバス停があり、地域の方はあいくるバスの乗降に利用されておられます。国道1号沿いに雑木が生えており、大分大きくなってきて、見通しも悪くなりつつあり、譲受人の従業員が会社に入るのにも都合が悪いことから、この木を伐採し、資材置場に利用されます。服部推進委員と2人で現地確認をいたしました。地域の方々は木を伐採されるということで喜んでおられます。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
- 議 長 続いて区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いいたします。
- 担当推委 区域番号21番服部です。
奥村農業委員の説明のとおりで、問題ありません。栗の木等が生えており、所有者は落葉等、管理に手がかかり大変であり、ありがたいことだとおっしゃっておられました。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号59番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号59番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号60番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号60番について、ご説明申しあげます。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページとなります。申請地は市街化調整区域内の第2種農地であり、申請書には事業用地選定表が添付してあります。

譲受人は、太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、太陽光パネル1584枚を設置し、300.0キロワット発電されます。雨水は敷地内に排水路を設け、調整池に集水し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の手続き中であり、許可は条例と同日付けとなります。以上です。

議 長 整理番号60番については、議席1番緩利委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

参考図14ページをご覧ください、申請地の上を通っているのが県道4号線で柘植に行く道です。申請地の下を通っているのが草津線です。他の農地とは少し離れている農地であります。この土地だけがごそと下がっている土地で、今後この土地で水耕田を続けて行くのは困難ということで、今のうちに売却との話が進んだようです。ここだけが離れているため、この農地が及ぼす影響はないと考え、今回の申請は致し方がないと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて区域番号22番清水推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号22番清水です。

緩利農業委員の説明に対し、補足説明はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて区域番号23番杉本推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号23番杉本です。

私も現地を確認いたしました。緩利農業委員の説明のとおり、草津線や県道に囲まれおり、法面が一段大きく下がっており、現在は耕作されておられません。よって周囲に影響は及ぼさず、農地利用の最適化の推進には問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】
議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号60番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】
議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号60番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
なお、この許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」と同時許可となります。

議長 続きまして、整理番号61番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号61番について、ご説明申し上げます。参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画は18ページとなります。申請地は都市計画区域外の第3種農地であります。

譲受人は、母屋及び離れに駐車場スペースがないことから適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、整地後3台分の駐車場として利用されます。雨水は敷地内自然浸透及び敷地南側の水路への排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号61番については、私、議席19番北田が説明いたします。

担当農委 この案件につきましては、1月8日に関谷推進委員、譲渡人、譲受人とで現地を確認いたしました。参考図17ページにもありますように、南北の道と水路に挟まれ、西側には里道と水路があります。また東隣に市の水道の調整施設がある土地です。譲渡人と譲受人の話がまとまり、周りに与える影響もないことから許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて区域番号45番杉本推進委員、補足説明をお願いいたします。

- 担当推委 区域番号45番関谷です。
ただ今、事務局並びに北田農業委員の説明のとおりです。推進委員といたしましては、農地利用最適化の推進に何ら支障もありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号61番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号61番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第32号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第33号について、ご説明申しあげます。議案書は10ページからとなります。
今月の決定は217件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。11ページから13ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数214名、借り手は実人数7名、面積は888,884平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数が1名、買い手は、実人数が1名で、面積は、3,927平方メートルとなります。また、借り手、買い手の農地台帳による経営状況は78ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
今回、整理番号1番から194番までは、滋賀県農林漁業担い手育成基金として、中間管理機構への設定となります。

また、議案書53ページの整理番号125番の甲賀町油日辺作3083番は令和元年7月に農地法第3条許可した農地であります。こちらは3年3作の誓約がありますが、耕作者が体調を崩して耕作継続が困難となったことから、去年11月地元営農組合への貸出について相談がありました。役員会で協議した結果、農地利用最適化推進の観点からやむを得ないとの判断をいただき、今回、設定されるものです。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

田畑委員 　議席番号3番田畑です。
中間管理機構がほとんどだと思います。貸借の件ですが、同じ中間管理機構で5,000円の所もあれば、全く設定されてない所もありますが、これはどういうことでしょうか。

議長 　事務局。

事務局 　貸し手と中間管理機構の契約に基づいて、使用貸借権または賃貸借権の契約金額が設定されます。次に、中間管理機構から受け手にはこの金額のまま、また権利のまま、期間も含めてですが、貸し出されることとなります。あくまで中間管理機構が仲介されるのですが、内情としては事前に受け手、貸し手となられる方が打ち合わせをされています。

議長 　田畑委員、よろしいか。

田畑委員 　はい。わかりました。

議長 　他にご質問等、ございませんか。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第33号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第33号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、

市へ決定する旨の通知をします。

議案第33号については、以上であります。

議長 続きます。報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は79ページ、参考図は19ページからとなります。

今月は、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が3件です。以上です。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

議長 報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議長 続きます。報告事項に入ります。

最初に、報告事項1「役員会報告事項」について、私、北田が報告いたします。

会長 ・令和2年度役員パトロール

議長 続いて、報告事項2「意見書検討委員会報告事項」について、西田委員長、お願いします。

西田委員長 ・第2回意見書検討委員会

議長 続いて、報告事項3「広報編集委員会報告事項」について、福井委員長、お願いします。

福井委員長 ・第3回広報編集委員会

議長 続いて、報告事項4「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局 ・農地法第18条第6項報告及び利用権期間満了報告
・経過と予定
・委員パトロール（12月）の事務局報告
・「農地利用最適化推進施策に関する意見書（回答）」の概要

- ・第4回地域ブロック会議の概要
- ・専門委員会の日程
- ・農地賃借料情報
- ・農業委員会だより第32号の発行

議長 報告事項は以上です。
ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いします。推進委員の皆様も、せっかくの機会ですので、ご意見がございましたら、ここで伺いたします。

議長 ご質問等、ございませんか。推進委員の皆様もいかがですか。

議長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副会長 **【閉会挨拶】**

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。